

公益社団法人日本海海難防止協会入会及び退会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本海海難防止協会（以下「本協会」という。）の定款に定めるもののほか、本協会の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続)

第2条 本協会の正会員又は賛助会員として入会しようとする者に対しては、別に定める入会申込書の提出を求めるものとする。

- 2 前項の入会申し込みに対しては、正会員は理事会において、賛助会員は会長が入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。
- 3 特別会員については、理事会で予め本人の意向を確認の上、社員総会において推薦を決定し、本人に通知する。
- 4 第2項の決定に当たっては、次の各号を参考とし、合理的な理由なく差別的な取り扱いを行ってはならない。
 - (1) 現在、成年被後見人、又は被保佐人でないこと。
 - (2) 過去に本協会の会員であった者が、任意退会してから2年以上経過し、かつ会費の滞納がないこと。
 - (3) 過去に本協会の会員であった者が、定款第10条の規定により会員の資格を喪失してから5年以上経過していること。
 - (4) その他会員として相応しくないと判断される正当な事由がないこと。

(会員名簿及び会員に関する情報の取扱い)

第3条 入会者は、会員の種別毎に、本協会の管理する会員名簿に登録する。

- 2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、別に定める変更届の提出を求める。
- 3 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(退会)

第4条 会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。

- 2 会員の資格を喪失した場合は、会員名簿の登録を抹消する。
- 3 定款第10条により会員資格を喪失した場合、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することができない。

(再入会)

第5条 会員の資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めるものとする。

- 2 前項の再入会申し込みに対しては、第2条第2項の可否を決定するものとする。ただ

し、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わなければ、再入会は認めないものとする。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は、再入会を認めないものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。